

船橋市児童相談所設置に向けた計画書

令和7年1月

船橋市

もくじ

第1章 はじめに	1
市児童相談所設置に係る検討経緯など	1
市児童相談所設置の意義	1
第2章 基本方針・運営方針	4
第3章 児童相談所の運営	7
組織・職員体制	7
事業運営	11
第4章 千葉県との協議	18
児童相談所設置に関する意見交換会	18
児童相談所設置市移行に向けた県市児童相談所設置検討会議	20
第5章 市児童相談所の概要	21

市児童相談所設置に係る検討経緯など

計画書の位置付け

本計画書は、令和6年1月31日付け、こども家庭庁支援局虐待防止対策課から発出された「児童相談所設置市の指定に係る手続について」に基づき、本市が児童相談所設置市の政令指定の要請をこども家庭庁へ行う際に必要となる本市が千葉県との間で協議・確認作業を行った児童相談所設置市移行後における児童福祉行政の実施体制に関する事項を整理したものです。

市児童相談所設置に係る検討経緯

船橋市では、増加する児童虐待相談件数や複雑・多様化する家庭状況などの社会的情勢を踏まえ、こどもたちの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を支援するために、子育て家庭に寄り添い支える機関として市児童相談所を設置することとしました。

《主な検討経緯》

(令和7年1月1日時点)

平成31年 2月	市政策会議にて設置候補地を決定
令和 2年 5月	「船橋市児童相談所基本構想」の策定開始
令和 3年 4月	市政策会議にて市児童相談所の整備及び敷地面積を決定
令和 3年 7月	「船橋市児童相談所基本構想」を策定
令和 4年 3月	「船橋市児童相談所新築工事基本・実施設計」に着手
令和 5年 9月	実施設計完了
令和 6年11月	「船橋市児童相談所基本構想」を改訂

市児童相談所設置の意義

児童虐待に係る支援体制の現状と課題

【現状】

■相談支援体制

船橋市では、「家庭児童相談室（市区町村子ども家庭総合支援拠点機能）」を設置しており、こどもや子育ての悩みを抱える住民の身近な相談窓口として、助言・支援を実施しております。

また、児童虐待への取り組みに関しては、船橋市の母子保健・福祉部門及び学校等に加え、千葉県が設置する市川児童相談所（以下「県市川児童相談所」という。）及び警察等を構成機関とする「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会（以下「要対協」という。）」を設置し、同協議会のネットワー

ク機能を活用しながら虐待の未然防止や早期発見、早期対応等に努めています。

■増加する児童虐待相談件数

児童虐待への対応については、主に家庭児童相談室又は縣市川児童相談所にて相談を受け付けております。

全国的に児童虐待相談件数が増加しており、両機関に寄せられる児童虐待の相談件数については、令和4年度において減少したものの高止まりの状況です。

また相談の内容についても、子育て世帯の家庭状況が多様化するなかで複雑・重層化しており、単一機関による支援を以て終結することが難しくなっていることから、関係機関とのより一層の連携強化と、包括的な支援の実施が求められております。

【 課 題 】

■県と市の二元体制

児童虐待への対応の中では、家庭状況の変化に注視しながら、緊急時には迅速に介入し、機動的に支援へつなげる取り組みがこどもの安全を確保するうえで重要です。

一方で、現在の相談支援体制は、家庭児童相談室及び縣市川児童相談所にそれぞれ通告窓口が設置され、地域に根差した市民の身近な相談窓口としての役割を担う船橋市（家庭児童相談室）と一時保護や措置などの強力な権限を担う千葉県（縣市川児童相談所）とが、それぞれの機能及び権限等に応じて、役割を分担して対応する体制となっております。

現在の支援体制に基づく実際の運用の中では、例えば船橋市が担当しているケースに対して一時保護を行う等、船橋市へ与えられた権限の範囲を超える対応が求められる場面が発生した場合については、船橋市から縣市川児童相談所へ送致する等の手続きを経るため、ケースに係る情報連携等に時間を要したり、両機関で緊急性の認識や支援方針が異なることなどがあり、一元的な対応が困難な事態が生じています。

市児童相談所設置後の相談支援体制

船橋市では、現状の相談支援体制における課題（県と市の二元体制）及び近年の法改正の趣旨等を踏まえ、緊急性の高い事案についても迅速かつ機動的な対応を可能とするために、児童虐待対応における強い権限を有する市児童相談所を設置することとしました。

更に、地域資源を活用しながら子育てに悩みを抱える世帯等に寄り添い、伴走支援する「こども家庭センター」を設置したうえで、市児童相談所との一体的な運営体制を構築し、子育て世帯に対する包括的な支援を実施するための体制整備を目指します。

《参考》 近年の法改正等の動向

【平成28年法改正 児童福祉法等の一部を改正する法律】

児童福祉法の理念規定が見直され、児童が権利の主体であること及び児童の最善の利益が優先されること等が明確にされたうえで、児童の福祉保障を目指し、児童虐待に係る発生予防の機能強化に加え、虐待発生時の迅速性及び的確性の向上を図る改正が行われました。

同改正の中で、市町村は「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置に努めるよう規定されたことにより支援体制の整備が促進され、併せて要対協への専門職配置による調整機能強化が図られたことで、児童虐待における基礎的な地方公共団体としての市町村の役割及び機能が拡充しました。

【令和元年改正 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律】

平成30年3月に東京都目黒区で、平成31年1月に千葉県野田市でそれぞれ発生した児童虐待による死亡事例を受け、児童虐待防止対策の更なる強化を目的とした改正が行われ、児童相談所の体制強化及び関係機関同士の連携強化が図られました。

【令和4年改正 児童福祉法等の一部を改正する法律】

これまで市町村における子育て世帯への支援体制については、平成28年の児童福祉法改正を受け、母子保健分野における「子育て世代包括支援センター」の設置、そして児童福祉分野における「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の整備が進められておりました。

しかしながら、別組織として設置したことで情報連携等に課題が生じていたことから、市町村は両機能を組織的に統一した「こども家庭センター」の設置に努めることとされ、妊娠期から世帯に関わりながら、養育段階に応じた支援策を講じることで漏れなく・切れ目のない包括的支援の実現を目指すものとされました。

第2章 基本方針・運営方針

市児童相談所が目指す姿

市はこどもたちの安全で安心な生活を守るために児童相談所を設置し、健やかな成長と発達を支援します。また、こどもは家庭において生まれ、地域の助けを得て成長します。市児童相談所は、こどもの養育を担う家庭に寄り添い支えるとともに、地域の関係機関と連携して、こどもの養育の支援に取り組んでいきます。以上の考えに基づき、市児童相談所が目指す姿を次のように定めます。

「船橋の全てのこどもの安全で安心な生活を守り、
健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点」

市児童相談所を設置するねらい

迅速性と機動性の確保	<ul style="list-style-type: none">・県への送致という段階を踏まずに、迅速な介入や権限行使を行います。・市のみを管轄することにより、機動的な支援や介入を行います。
家庭児童相談情報の一元管理	<ul style="list-style-type: none">・市内のこどもの家庭児童相談情報を一元的に管理し、漏れなく把握することで、適切な介入や権限行使を行います。
切れ目のない一貫した支援	<ul style="list-style-type: none">・虐待の未然防止から初期対応、一時保護等の措置、在宅支援までを切れ目なく一貫して行います。
きめ細やかな継続した支援	<ul style="list-style-type: none">・市が実施する様々な子育て支援サービスの提供により、こどもや家庭の状況に応じたきめ細やかな相談・支援を行うとともに、関係機関と連携を取り、一貫した在宅支援を行います。

「市児童相談所」と「こども家庭センター」の機能

市児童相談所とこども家庭センターの機能を次のように整理し、こどもや子育てに関する問題に一元的に対応します。本市におけるこども家庭センターは、子ども家庭総合支援拠点機能及び子育て世代包括支援センター機能に加えて、ヤングケアラー相談、ひとり親家庭相談、女性相談等のこども子育てに関する各種相談支援機能を有する相談機関として設置を予定しています。

市児童相談所	(児童虐待や非行、障害相談への対応を中心とした) 相談機能
	一時保護機能
	措置機能
こども家庭センター	子ども家庭総合支援拠点機能・要保護児童対策地域協議会調整機能
	子育て世代包括支援センター機能
	ヤングケアラー相談機能
	ひとり親家庭相談機能
	女性相談(配偶者暴力相談支援センター)機能

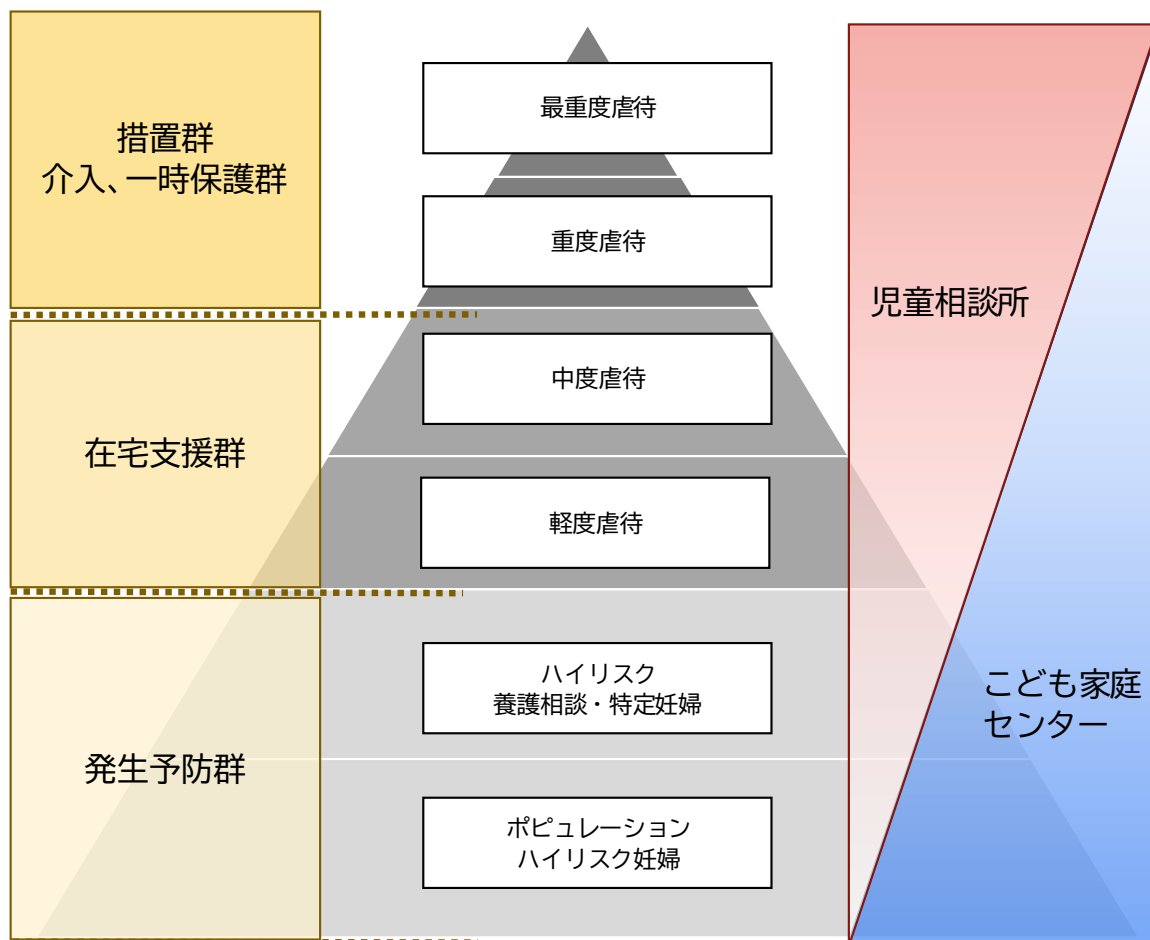
「市児童相談所」と「こども家庭センター」の役割分担

市児童相談所では、虐待相談に対する対応・支援を中心にを行います。また、虐待以外の理由による一時保護や措置入所、里親委託等の権限行使を伴うケースや、家庭裁判所からの送致等を含めた非行相談や療育手帳判定等の障害相談などを担当します。

こども家庭センターでは、こどもや保護者に対する寄り添い伴走型の支援が必要なケースを中心に担当します。虐待以外の養護相談や性格行動相談、育児相談等のポピュレーションアプローチ（すべてのこどもや子育て家庭を対象とした事業等）からハイリスクアプローチ（家庭状況や経済状況等に課題があり、より集中した支援を要する家庭を対象とした支援）まで幅広い相談支援を実施することで、虐待の未然防止の推進を図ることを想定しています。

なお、こども家庭センターで対応・支援を進める中で、状況が変わっていくケース等については、逐一市児童相談所と情報を共有し、共通の支援方針に基づき対応するほか、一時保護等の権限行使や児童相談所による援助や診断が必要となった場合は、速やかに市児童相談所にケースを引き継ぐなど切れ目のないシームレスな連携を行います。

《こども家庭相談における役割分担のイメージ図》



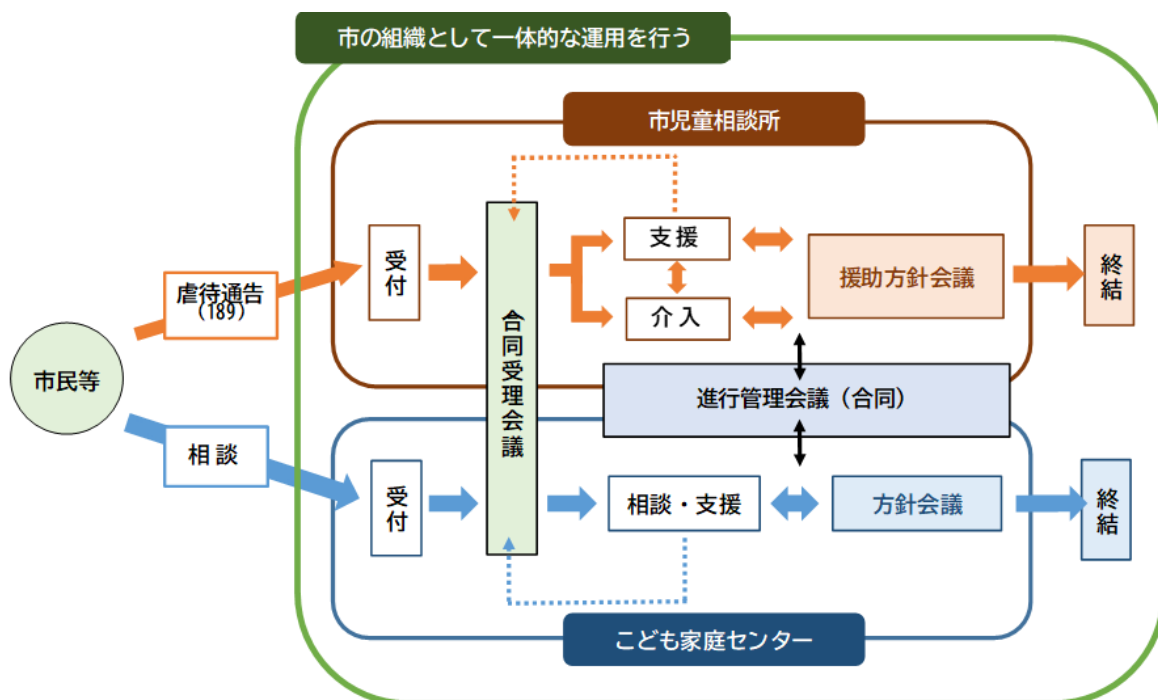
児童虐待通告等の受付体制及び支援の流れ

児童虐待通告については市児童相談所で受付をし、養育や育児に関する相談をこども家庭センターで受付する体制とします。

こども家庭センターで受付する相談は、一般的な育児相談や友達と遊べない、落ち着きがないといった性格行動相談のほか、経済的問題や生活環境、家族背景に起因する問題等の養護相談等が想定されますが、いずれの相談においても虐待のリスクや恐れを見落とすことがないように、必ず両機関合同の受理会議を行います。その上で、虐待又は虐待の恐れがあるケースにあつては、まずは市児童相談所で調査等を行う体制とします。

また、支援の流れとしては、合同受理会議の結果に応じて、主担当となった機関が中心になって対応していきます。さらに、定期的実施する両機関合同の進行管理会議の中で支援効果や関係機関の情報を共有し、アセスメント（調査や面談等を通して把握した情報を基に家庭等が抱えている課題や問題を把握、分析すること）や支援方針の見直しを図ります。その結果を受け、引き続き同機関が支援を行うかどうかも含めて方針の再確認を行います。

《児童虐待通告等の受付体制及び支援の流れのイメージ図》



※なお、市民等からの連絡が想定した受付と異なるルートでそれぞれの機関に入った場合も相談対応を行い、受け付けた機関が責任をもって合同受理会議に提出します。

第3章 児童相談所の運営

組織・職員体制

児童相談所及び一時保護所の組織・職員体制については、令和6年4月に施行された一時保護施設の設備及び運営に関する基準や令和4年の児童福祉法改正を踏まえた組織体制を構築します。また、専門職の人材育成については、他自治体への派遣や研修により、計画的に育成していきます。

児童相談所に配置が必要な職種と職務内容

市児童相談所に配置する職員について、児童相談所運営指針等に基づき以下の配置を予定しています。

部門	職種	主な職務内容
児童相談所	所長	法に定められている権限の行使、各部門の業務の統轄 児童相談所を代表しての対外活動 等
	事務課長相当職	所長の職務の補佐
	各部門の長	各部門の業務の総括等
	児童福祉司	こども、保護者等からこどもの福祉に関する相談に応じること、必要な調査、社会診断を行うこと、こども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
	(SV)	専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと
	里親養育支援児童福祉司	里親に関する普及啓発 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助
	児童心理司	診断面接、心理検査、観察等によってこども、保護者等に対し心理診断を行うこと／こども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと
	(SV)	専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと
	医師	診察、医学的検査等によるこどもの診断（虐待がこどもの心身に及ぼした影響に関する医学的判断やこども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導）
	保健師	公衆衛生及び予防医学的知識の普及、こどもの健康・発達面に関するアセスメントとケア等
	弁護士	法に基づく措置や申立て等の手続や、法的知識を前提に当該措置等に反対している保護者に説明を行うなど、法的知識を要する業務を行うこと
相談員	こども、保護者等からこどもの福祉に関する相談に応じること	
電話相談員	電話相談業務に関すること	
一時保護所	児童指導員・保育士	一時保護しているこどもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等一時保護業務全般に関すること等
	(SV)	専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと
	看護師	一時保護しているこどもの健康管理、精神科医及び小児科医の診察等に係る補助的業務
	医師 ※児童相談所部門と兼務	一時保護しているこどもの健康管理
	心理療法担当職員	こども、保護者等に対し、心理療法、カウンセリング等の指導を行うこと
	学習指導員	こどもの個々の学力に応じた学習指導や原籍校との調整等を行うこと
	個別対応職員	虐待を受けた子どもに対する個別指導等を実施すること

組織体制

船橋市児童相談所の組織体制は図にお示しする通りです。

特にケースワークを行う部門については、各係の業務を以下のとおり分担することで、業務に集中できる体制を作ります。

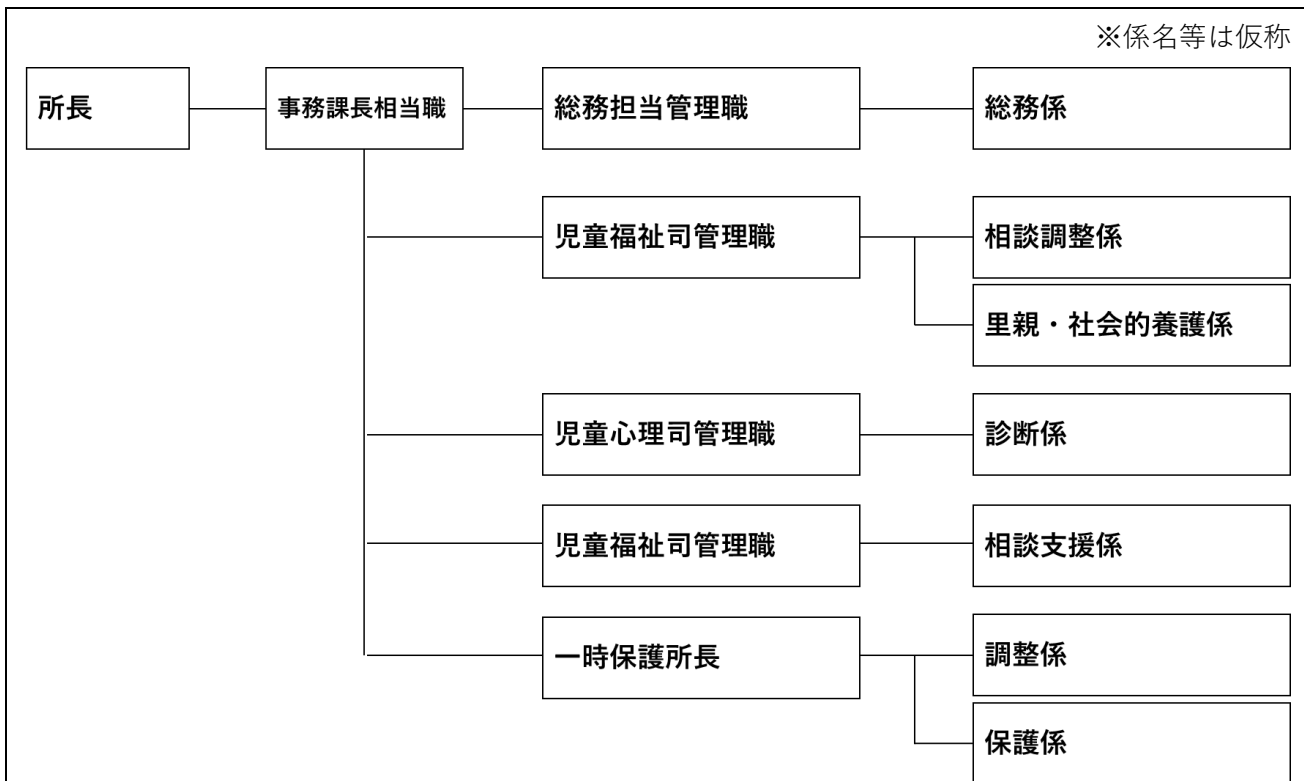
【 ① 里親・社会的養護系の設置 】

児童福祉司の担うケースのうち、里親・施設措置ケースのケースワークを担う係を設置します。一時保護／在宅ケースのケースワークを担う相談支援係が緊急度の高いケースワークに集中するとともに、措置ケースについても集中してケースワークを行える体制を作ることとします。

【 ② 介入と支援の分離 】

介入（一時保護、立入調査、出頭要求、臨検・捜索）場面と支援（継続指導）場面の分離については、介入場面を担う職員を、係を横断した児童福祉司・児童心理司の輪番制とすることによって行います。緊急対応が必要となるケースに対応する職員を明確化し、他の職員は担当するケースのケースワークに注力できるようにします。

≪組織体制図イメージ≫



職員配置数

職員配置にあたっては、法令上の規定による基準を遵守し、以下の通りの人員体制とする予定です。

(令和6年4月1日時点の想定)

部門	職種	職員配置数	部門	職種	職員配置数
児童相談所	所長	1人	一時保護所	一時保護所長	1人
	事務課長相当職	1人		児童指導員・保育士	28人
	各部門の長	4人		看護師	1人
	児童福祉司	50人		医師 ※児童相談所部門と兼務	1人
	里親養育支援児童福祉司	1人		心理療法担当職員	1人
	里親支援員（仮称）	1人		一時保護対応協力員 （学習指導員）	5人
	児童心理司	25人		個別対応職員	1人
	医師	1人		夜間、休日対応職員	3人
	保健師	1人		一時保護部門 小計	40人
	弁護士	1人			
	相談員	2人			
	電話相談員	7人			
	警察官	1人			
	安全確認対応職員	1人			
	事務職員	7人			
児童相談所部門 小計	104人	総計	144人		

※総計には常勤職員及び非常勤職員を含みます。

【児童福祉司・児童心理司の配置に係る考え方】

職種	職員配置数	備考
児童福祉司	51人	・人口3万人に1人・・・・・・・・・・22人 ・虐待相談件数による加算・・・・・・・・28人 ・里親養育支援児童福祉司・・・・・・1人
児童心理司	25人	・児童福祉司の職員配置数×1/2程度

※S Vについては、配置基準に基づき必要数を配置する予定です

職員の人材育成

【 児童相談所等への研修派遣 】

児童福祉司、児童心理司、児童指導員・保育士及び事務職等を他自治体の児童相談所に派遣することで、児童相談所業務経験者を育成します。

派遣先は千葉県に加え、先駆的な取組を実施する自治体も含めて幅広く確保し、児童相談所開設時に多様な経験を積んだ職員を配置できるよう、計画的に育成していきます。

≪ 児童相談所への派遣研修状況 ≫

(令和7年1月1日現在、単位：人)

職種	派遣先	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	派遣回数合計
児童福祉司	千葉県市川児童相談所	2		1	1	1	2	1	1		2	11
	江戸川区児童相談所								1	1	1	3
	千葉市東部児童相談所									1		1
	千葉県中央児童相談所									1		1
	さいたま市南部児童相談所									1	1	2
	千葉県柏児童相談所										2	2
	千葉県君津児童相談所										1	1
	川崎市児童相談所										1	1
	港区児童相談所										1	1
	職種小計		2		1	1	1	2	1	2	4	9
児童心理司	千葉県市川児童相談所					1	2	2	1	1	1	8
	江戸川区児童相談所								2			2
	川崎市児童相談所									1		1
	千葉県柏児童相談所										1	1
	職種小計					1	2	2	3	2	2	12
児童指導員・ 保育士	千葉県中央児童相談所									2		2
	江戸川区児童相談所									1	2	3
	川崎市児童相談所										2	2
	港区児童相談所										2	2
	荒川区児童相談所										2	2
	中野区児童相談所										1	1
	東京都児童相談所										2	2
	職種小計										3	11
相談員	千葉県市川児童相談所								1			1
里親担当	江戸川区児童相談所								1			1
事務職	千葉市東部児童相談所									1		1
心理療法担当職員	東京都児童相談所										1	1
合計		2		1	1	2	4	3	7	10	23	53

(注) 同一職員を複数の自治体へ派遣している例があるため、実派遣職員数は50人

【 内部・外部研修 】

外部研修の受講により、職員の能力向上に努めます。また、市児童相談所として年間を通じた研修計画を策定し、職員が研修を受けられる機会を確保します。

■市児童相談所における内部研修

専門性が求められる事例への的確な対応のために、医師や大学教授を招き、医学的知見をはじめ、専門的な知識を踏まえた所内研修を定期的実施していきます。

■千葉県や外部関係機関等の研修

千葉県が実施する研修の受講により、児童相談所職員としての必要な能力を確保します。また、子どもの虹情報研修センターなど、関係機関が行う研修・講座等の積極的な受講により専門的な知見を深めます。

事業運営

児童相談所の各機能が担う主な業務

【 相談機能 】

相談機能については、児童相談所運営指針等によると「こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じてこどもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針（援助方針）を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫したこどもの援助を行う機能（法第12条第2項）」と定められています。

本市児童相談所における相談機能も同様の機能として捉え、こども家庭センターとの連携をはじめ、要対協等の機能を十分に活用するなど基礎自治体としての強みを生かした効果的な援助活動を展開していきます。

【 措置機能 】

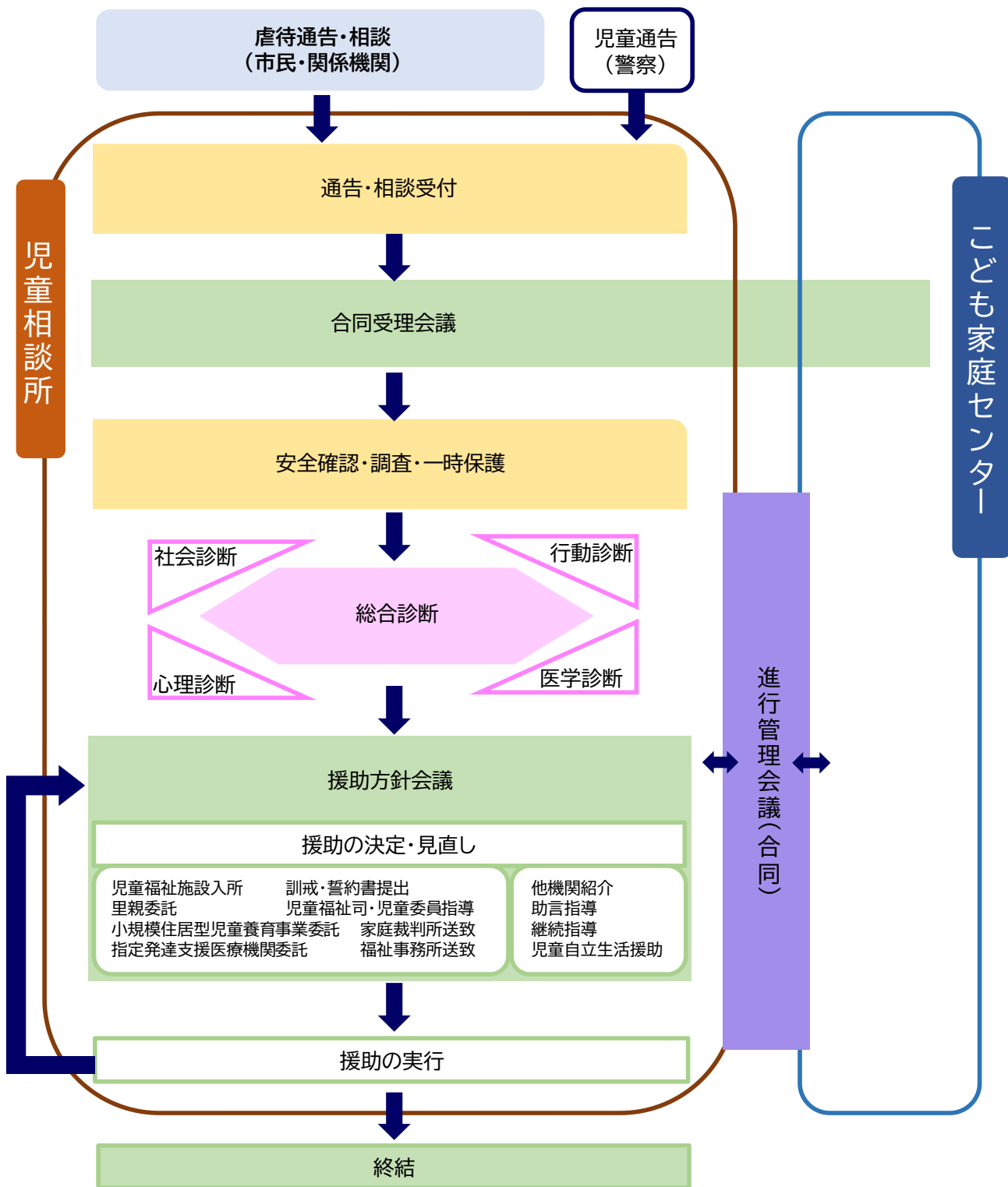
こども又はその保護者への指導（在宅指導）、里親等への委託及び児童福祉施設への入所等を行います（入所措置）。

【 一時保護機能 】

一時保護は、必要に応じてこどもを家庭から離し、一時的に保護することです。

一時保護の目的は、こどもの安全を迅速に確保し適切な保護を図ることと、こどもの心身の状況、その置かれている環境やその他の状況を把握することですが、その判断はこどもの最善の利益を最優先に考慮して行われます。

【 児童相談所内の児童虐待通告・相談援助の流れ 】



1. 相談受付～合同受理会議

主に相談員が通告に対応し、予備調査を行った上でこども家庭センターと合同の受理会議を実施します。合同受理会議では主担当となる機関、虐待の種別や緊急度、初期調査の方向性を決定します。なお、夜間・休日等の児童相談所が閉所している間の虐待通告については、電話やSNS等により受け付けます。

2. 安全確認・調査・一時保護

合同受理会議後、市児童相談所が主担当となったケースについて、各職員が個々のケースごとに子どもと家庭の状況等について調査を行います。

初動となる安全確認や初期調査のうち、一時保護の検討がされるなど、緊急に対応が必要なケースについては、対応する職員を輪番制によりあらかじめ設定することで、突発的な対応が求められた場合でも他の業務に影響を与えない形で、迅速に対応できるようにします。これにより、児童虐待防止法に定められた「介入」（一時保護、立入調査、出頭要求、臨検・捜索）場面と「支援」（継続指導）場面の各役割を担う職員の分離を図ります。

3. 総合診断

児童福祉司等の調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、保育士・児童指導員等による行動診断等をもとに、児童相談所としての総合診断を行います。

4. 援助方針会議

調査、総合診断等の結果に基づき、子どもや家庭に対する適切な援助方針を立て、確認するために行います。

援助方針会議は、受理会議の結果、児童相談所が相談援助活動を行うこととしたすべてのケースの援助について検討を行うほか、援助中のケースの終結、援助方針の見直し等についても検討・確認をします。

5. 援助の実行

援助方針会議にて定めた援助方針に基づき、子ども、保護者等に対して指導、措置等の援助を行います。実際に援助を行う中で、その結果や支援世帯の状況等を確認し、必要に応じて援助方針の見直しも検討します（援助方針会議も活用）。

6. 進行管理会議

市児童相談所と子ども家庭センターは定期的に合同の進行管理会議を実施し、各機関が支援しているケースについて、支援効果や関係機関の情報を共有し、アセスメントや支援方針の見直しを図ります。その結果を受け、引き続き同機関が支援を行うかどうかも含めて方針の再確認を行います。

障害相談や非行相談に関する相談支援体制について

【 障害相談 】

障害相談については、市内の療育機関や市が設置する他の障害児相談窓口と役割分担、連携をしながら支援を展開していきます。児童相談所においては、療育手帳の判定や障害児施設への入所等に関する相談を中心に対応します。

また、児童虐待対応においても、その背景には障害に関する課題を抱えている場合が多く、調査、診断、判定の過程において適切な相談支援につなげていきます。

【 非行相談 】

非行相談については、虞犯、触法少年に関する相談対応を行います。特に警察署や家庭裁判所などの司法機関と密に連携をとりながら相談援助活動を展開します。

また、非行行為に至る過程においては、児童相談所以外の関係機関へ相談歴がある、こどもの様子や言動に変化があるなどのサインが見受けられることが考えられ、所属機関等の地域の関係機関と要対協を活用した連携を行うなど、基礎自治体の強みを生かした予防的なソーシャルワークを実施します。

一時保護業務について

【 一時保護所の運営について 】

■生活面のケア

一時保護所での生活の中で、起床してから食事、学習、自由時間、就寝までの一日を通した規則正しい生活習慣を徐々に身に付けられるように支援します。また、個々の背景を抱えるこどもの発達や成長に合わせたケアを行います。

■こどもの権利

児童相談所職員による意見聴取等措置を実施するほか、意見表明等支援として、こどもが第三者に話したいことを話し、希望に応じて児童相談所・一時保護所職員や外部協議会に自らの意見を伝えられる機会を設けます。

こどもから寄せられた意見については、一時保護所での生活やルールへ反映し、改善する等、一時保護所での生活においてもこどもの権利ができるだけ保障される仕組みを検討します。

■レクリエーション

こどもが一時保護所での生活に充実感を得られるよう、こどもの年齢、希望を考慮して多様な遊び・イベントを企画し、こどもの余暇の選択肢を用意します。特に一時保護期間中は外出が制限されるため、運動の機会を保障するよう心がけます。

■食事

入所前の生活や入所時の不安等から偏食や小食等の問題が生じやすいので、個々のこどもの状態に適した食事の提供に配慮します。

■健康管理

一時保護期間中、こどもにとっては新しく慣れない環境での生活となり、心身の変調を来しやすいことから、医師、看護師とも連携し、健康管理に配慮します。

■教育・学習支援

学齢児に対して、こども一人ひとりの理解度に応じた学習機会を確保するために、原籍校と連携し、学習状況を把握したうえで、タブレット学習等の活用を検討しながら、こどもの学ぶ権利を保障できるようにします。

■安心・安全な施設

こどもを見守りやすいよう、事務室からもこどもの姿が見えるレイアウトとし、居室については、こどもが安心して過ごせるよう体調や性別（学齢児）に応じて分けします。一時保護所内に専用の面接室を設け、個別対応が必要な際等に安心して話ができるようにします。

【 一時保護所の定員設定 】

定員設定については、県市川児童相談所の一時保護所に入所する船橋市在住のこどもの最大数（以下「船橋市分の最大数」という。）や児童虐待相談件数の増加率、同規模人口の先行自治体の定員数などを考慮し設定しました。

《定員算出基礎》

船橋市分の最大数	24人
児童虐待相談件数の増加率（H30～R1）	21.2%
同規模人口の先行自治体の定員数	35人（定員1人あたり人口：約2万人）
本市の定員	32人

※定員設定時での本市人口：約64万人

《一時保護所定員の内訳》

児童区分	想定定員	区分基準	居室数
学齢男児	12人	小学生以上	個室8室+2人居室2室
学齢女児	12人	小学生以上	個室8室+2人居室2室
幼児	8人	3歳～就学前	4人居室2室
合計	32人		

※男児・女児の居室数については、可動間仕切りを設けることでフレキシブルに対応します。

社会的養護

社会的養護とは、保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

平成28年の児童福祉法改正により、児童を権利の主体として位置付け、家庭養育優先の理念が明記されました。また、国の「新しい社会的養育ビジョン」において、親子分離が必要な場合の代替養育は、家庭での養育を優先することとされ、里親への委託率の向上が求められてきました。

「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」においても、里親委託率の向上を掲げております。

本市としても、家庭での養育を優先するため、里親委託を推進するとともに、子どもの最善の利益のために社会全体で子どもを育む取り組みを進めていきます。

【 基本姿勢 】

- ・子どもの最善の利益を第一優先し、子どもの声を聴きながら入所先等を検討します。
- ・必要に応じて一時保護を行い、子どもの特性等を精査した上で各施設への入所調整を行います。
- ・里親登録拡大に向けた広報活動を推進するとともに、里親への支援の充実を図ります。
- ・児童養護施設や里親家庭へ措置された子どもについても、定期的に連絡を取り子どもの状況の把握及び家庭復帰に向けた支援に努めます。
- ・施設等の退所にあっても、子ども本人や家族、施設、地域に対して事前に丁寧な説明を行いながら計画的に進めていきます。

【 里親 】

里親制度の意義は、家庭での養育に欠ける子ども等に、温かい愛情と正しい理解をもった家庭環境を整えることにより、愛着関係の形成など、子どもの健全な育成を図るところにあります。

里親の確保にあたっては、市民に対して里親の役割や意義等について広く周知し、情報が行き届くよう普及啓発を行います。その上で、里親に興味・関心がある市民を里親の登録へ結びつけ、登録後も十分な育成と支援を図っていきます。

また、里親支援については、フォスタリング事業※を実施することとし、事業の実施にあたっては、民間機関を積極的に活用した効果的・効率的な運営を検討していきます。

※フォスタリング事業とは、里親制度の広報や里親のリクルート・研修に加え、子どもと里親家庭とのマッチングから里親委託中における里親養育への支援、そして里親委託措置解除後の支援に至る一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるよう支援する取り組みです。

【 養護施設等 】

こどもからのヒアリング等を通して、こどもの特性等も踏まえ適切な入所先を検討します。入所先について、千葉県と本市とで定員協定を締結し、多くの選択肢を確保できるよう努めます。

船橋市内には児童養護施設があり、社会的養護を支える大切な基盤となっています。これまでも要対協に参加し、市との情報交換等を行ってきましたが、今後はより密に施設との連携を図っていきます。

施設等の退所にあたっては、こども本人や家族、施設、地域に対して事前に丁寧な説明を行いながら、計画的に進めていきます。

運営に対する評価

児童相談所は、一時保護の実施や施設への措置など、強力な権限を行使することになります。こうした権限の行使にあたっては、総合的なアセスメントに基づく適正な判断が求められます。

また、一時保護所においては、こどもの安心安全の確保を目的としながらも、生活面では外部とのアクセスが制限されるなど、閉鎖的な空間となる傾向があります。そのため、こどもの権利擁護等に配慮しなければなりません。

市が設置する児童相談所では、その業務全般において、定期的に第三者による評価を行うことや評価に基づく運営の改善を図るなど、適切な仕組みを構築します。

児童相談所設置に関する意見交換会

千葉県及び柏市と合同で、中核市が児童相談所を設置するうえでの課題や、設置のために必要な支援策等について意見交換を重ねました。

回数	開催時期	意見交換の内容
第1回	平成28年8月2日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成28年児童福祉法改正の概要 2. 中核市が児童相談所を設置することの認識と課題 3. 設置のために必要な支援策
第2回	平成29年3月30日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央児童相談所管轄人口の削減 2. 中核市の児童相談所設置への支援 3. 千葉県子どもを虐待から守る条例の制定
第3回	平成29年10月16日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新しい社会的養育ビジョン 2. 職員の専門性の獲得 3. 里親の推進 4. 情報システムによるケース管理、情報共有のあり方 5. 県の施設整備・県有地
第4回	平成30年3月29日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「都道府県計画の見直し要領」への対応 2. 県常勤職員の中核市への派遣 3. 特別区職員の県内児童相談所の派遣受け入れ状況等
第5回	平成30年10月30日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県社会的養護推進計画 2. 柏児童相談所の建替え 3. 人的支援
第6回	平成31年3月28日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県社会的養護推進計画 2. 医師・保健師の配置 3. 児童福祉司等の採用状況・計画 4. 情報共有システム 5. 基礎データ（虐待件数、里親登録数、措置状況等）の提供 6. 里親の確保策
第7回	令和元年10月29日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一時保護所の状況 2. 都道府県計画の策定状況 3. 一時保護所の増設計画の進捗状況 4. 職員の採用計画と採用状況 5. 来年度における里親拡充策

回数	開催時期	意見交換の内容
第8回	令和2年3月27日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本年度における児童虐待部門とDV部門の連携強化体制 2. 社会福祉審議会児童福祉専門分科会の概要 3. 国による要保護児童等に関する情報連携システムの導入 4. 中核市の児童相談所設置に伴う権限移譲スケジュール
第9回	令和2年10月27日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中核市の児童相談所設置に関する県の支援 2. 中核市における「子ども家庭総合支援拠点」のあり方 3. 児童相談所職員増員計画の状況 4. 一時保護所の定員設定 5. 千葉県の児童相談所システムの改修 6. 統計情報の提供 7. 児童相談所設置時点で一時保護している児童の取り扱い 8. 県設置の児童養護施設（2カ所） 9. 県設置の新規児童相談所（松戸・鎌ヶ谷市管轄） 10. 柏児童相談所の建替 11. 職員の派遣
第10回	令和3年8月10日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員派遣 2. 児童相談所の整備（開設目標時期・求められる施設機能） 3. 社会的養護 4. 市該当情報の提供と引継ぎを見据えたシステム情報管理
第11回	令和4年7月5日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県職員の派遣と業務移管に向けた新たな体制の構築 2. 県からの移譲業務等の確認 3. 開設時の児童相談記録やデータ移行等 4. 市児童相談所開設時の一時保護児童の継続保護 （一時保護委託による対応） 5. 県の児童福祉施設等の利用
第12回	令和5年7月25日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一時保護所の設備・運営基準への対応 2. 開設時におけるSVクラス職員を中心とした派遣 3. 開設時の児童相談記録やデータ移行等 4. 県内の児童養護施設等の施設不足の解消及び里親等を含めた相互利用 5. 児童相談所開設時の保護児童の継続方法 6. 千葉県実施事業（国補助の任意事業や県単独事業）の取扱い 7. 円滑な引き継ぎを見据えた手法等

児童相談所設置市移行に向けた県市児童相談所設置検討会議

児童相談所設置市への移行のための政令指定に向けた準備を進めるため、千葉県及び令和 8 年度に開設を予定している柏市の 3 者による会議体を令和 6 年度に設置し、以下のとおり協議を実施しました。

回数	開催時期	協議内容
第 1 回	令和 6 年 5 月 2 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開設後の職員の派遣 2. 児童相談所設置に伴う財政支援 3. 施設への入所調整 4. 里親の相互利用、フォスターリング事業、里親支援センター
第 2 回	令和 6 年 6 月 3 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事務引継ぎ方法 2. 権利擁護 3. 社会的養育推進計画 4. システムのデータ移行 5. 県警との情報連携システムの構築等に係る費用負担
第 3 回	令和 6 年 7 月 2 3 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 移譲事務
第 4 回	令和 6 年 7 月 2 4 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開設後の職員の派遣 2. 児童相談所設置に伴う財政支援 3. 事務引継ぎに係る執務スペース 4. 児童虐待防止 SNS 事業 5. 県警との情報連携システムの構築等に係る費用負担
第 5 回	令和 6 年 1 0 月 4 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会的養護（定員割愛、里親関係等） 2. 移管業務（県庁本課）の引継ぎ体制（派遣ではない体制） 3. 県警との情報連携システムの構築等に係る費用負担

第5章 市児童相談所の概要

所在地

船橋市若松2丁目3番61号



市児童相談所の開設時期・所管区域

開設時期	令和8年7月1日(水) 予定
所管区域	船橋市の行政区域全域を所管区域とし、1か所の開設とします。 (船橋市の状況) 人口：648,208人(令和6年12月1日時点常住人口) 面積：85.62km ²

施設概要

敷地面積	3086.21m ²
構造/規模	鉄筋コンクリート造 地上3階
延べ面積	3615.61m ²
施設諸元概要	
児童相談所エリア	面接室16室、集団面接室、親子交流スペース
一時保護所エリア	居室、静養室、親子訓練室、心理療法室、学習室、体育室、中庭、屋上広場
一時保護所定員	32人

施設のコンセプト

【 一時保護所に関すること 】

■安全・安心な施設

- ・一時保護所の出入口の安全性に配慮し、部外者が入れない管理区域を設定します。
- ・事務室を見通しの良い位置に配置し、こどもの姿が見えるレイアウトとします。
- ・安心して過ごせるよう、男女の居室エリアを分けします。
- ・主にこどもが過ごす場所を中心に、床のフローリング材や腰壁の仕上げ材、収納棚等に木材を使用します。

■快適な居住性への配慮

- ・こどもたちが寛げるラウンジ、リビングスペースや食堂を設け、屋内や屋外で運動ができるよう体育室や中庭、屋上広場を設置します。
- ・保護解除後に、スムーズに学校生活に戻れるよう学習室を整備します。

■プライバシーの確保

- ・建物周辺からこどもが見えないよう、出入口付近に目隠しフェンスを設置します。
- ・こども同士のプライバシーに配慮し、各居室を個室化します。

【 児童相談所全体に関すること 】

■地域との良好な関係

- ・3階部分をセットバックして圧迫感を低減、また落ち着いた色調と素材感を持つ外観にします。
- ・道路側に季節感が感じられる樹木を植え、低木・中木・高木をバランスよく配置します。
- ・隣地境界部分の植栽を目隠し効果とし、落ち葉の掃除を考慮して常緑樹を配置します。

■職員が働きやすい執務環境

- ・将来的な職員増に備えた柔軟性のある執務スペースを確保します。

■環境配慮

- ・本施設は、CO2 排出削減に配慮した環境にやさしい施設として ZEB Ready (※) を達成していることから認証を取得する予定です。
- ・屋上に太陽光発電設備を設置する予定です。

■災害対策

- ・高潮、洪水対策として、ファイル室、防災備蓄倉庫、非常用電源及び生活の場である一時保護所などは2階以上に設置することで、保護されているこどもの生活や児童相談所の機能維持を図り、また、被害最小化のため、1階の出入口は止水板を設置します。

(※) ZEB Ready とは、各種の省エネ手法により、法で定める基準値に対し建物で消費するエネルギー量を 50%以上削減することができる建物のことを指します。

船橋市児童相談所設置に向けた計画書

発行：船橋市

編集：健康福祉局こども家庭部児童相談所開設準備課

〒273-8506 船橋市北本町1丁目16番55号

TEL：047-409-2816 FAX：047-409-2817